

## 第 5 号議案

亀岡市都市計画税条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市都市計画税条例（昭和 3 2 年亀岡市条例第 2 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 3 年 9 月 6 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画税条例（昭和 3 2 年亀岡市条例第 2 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで」を  
「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「第 2 7 項、  
第 2 9 項又は第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「又は第 2 8 項」に改  
める。

附則第 1 6 項中「第 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第  
3 1 項、第 3 3 項から第 3 6 項まで、第 3 8 項、第 4 0 項、第 4 1  
項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 6 項、第 1 6 項、第 2 2 項  
から第 3 0 項まで、第 3 2 項、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」に、  
「第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「第 2 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「、若しくは第35項」とする。

## 亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、亀岡市都市計画税条例の引用条項を改正すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。